

種別	告示	出所	財務省	文書番号	第308号	文書日付	R04.12.07
輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（財務省告示第308号）							

輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件

(財務省告示第308号・R04.12.07)

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和四年十二月八日以後統計に計上される貨物について適用する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

No.1

改 正 後				改 正 前			
輸出統計品目表				輸出統計品目表			
統 計 番 号	品 名	単 位		統 計 番 号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
[略]				[同左]			
輸入統計品目表				輸入統計品目表			
統 計 番 号	品 名	単 位		統 計 番 号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
[略]				[同左]			
72.01	[略]			72.01	[同左]		
72.16	[略]			72.16	[同左]		
72.17	鉄又は非合金鋼の線			72.17	鉄又は非合金鋼の線		
7217.10	[略]			7217.10	[同左]		
7217.20	—亜鉛をめつきしたもの			7217.20	—亜鉛をめつきしたもの		
	—炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの				—炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		
	—炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの				—炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの		
010	—横断面の最大寸法が1.5ミリメートル以下のもの	KG		010	—横断面の最大寸法が1.5ミリメートル以下のもの	KG	
011	—その他のもの（第79類の号注1(a)の亜鉛（合金を除く。）をめつきしたもので、横断面が円形又はだ円形のものに限る。）			019	—その他のもの	KG	
019	—その他のもの	KG					
090	—その他のもの	KG		090	—その他のもの	KG	
099	—その他のもの	KG		099	—その他のもの	KG	
7217.30	[略]			7217.30	[同左]		
7217.90	[略]			7217.90	[同左]		
72.18	[略]			72.18	[同左]		

No.2

72.28	[略]			72.28	[同左]		
72.29	その他の合金鋼の線			72.29	その他の合金鋼の線		
7229.20	[略]			7229.20	[同左]		
7229.90	—その他のもの			7229.90	—その他のもの		
100	—合金工具鋼のもの	KG		100	—合金工具鋼のもの	KG	
200	—高速度鋼のもの	KG		200	—高速度鋼のもの	KG	
	—その他のもの				—その他のもの		
910	—ガスシールド溶接用ソリッドワイヤ	KG		910	—ガスシールド溶接用ソリッドワイヤ	KG	
920	—第79類の号注1(a)の亜鉛（合金を除く。）をめつきしたものであつて、ほう素の含有量が全重量の0.0008%以上0.007%以下、かつ、この類の注1(f)に掲げるほう素以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれこの類の注1(f)に掲げる割合未満のものうち、炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの（横断面が円形又はだ円形で、横断面の最大寸法が1.5ミリメートルを超えるものに限る。）			990	—その他のもの	KG	
990	—その他のもの	KG					
[略]				[同左]			